第20期 舞鶴市議会基本条例実行計画

平成 30 年 12 月 26 日策定

舞鶴市議会

目 次

1	言	十画	の	趣旨	言,	及	び	位	置	付	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
2	言	十画	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-
3	取	文組	の	内匀	容																											
(1)	市	民	に	開	カン	れ	た	議	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-
	(1		親	Lö	み・	P	す	<	身	近	な	議	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	2		正	し、	< ₹	理	解	さ	れ	信	頼	さ	れ	る	議	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(2)	議	:会	機能	能	の	充	実		•	•	•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1		チ	工)	ツ:	ク	機	能	が	充	実	し	た	議	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	2		ょ	り。	より	(政	策	を	生	み	出.	す	議	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,
(3)	效	率	的	• 2	効	果	的	な	議	会	運	営		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1		効:	率的	的	な	運	営	を	行	う	議	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	2		効	果自	的	な	運	営	を	行	· う	議	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
4	洎	色行	· 管 :	理						•	•	•		•				•					•	•		•	•			•	•	2

1 計画の趣旨及び位置付け

地方分権の進展に伴い、地方議会の役割と責任がますます大きくなる中、舞鶴市議会では、その役割と責任を的確に果たしていくため、議員の任期4年間における活動の指針として「活動基本計画」を策定し、「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」を基本目標に取り組んできました。

これらを後戻りさせることなく、より明確に市民にも示し、市民との約束のもとにさらに推進していくことにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすという決意をもって、平成30年10月5日に「舞鶴市議会基本条例」を制定しました。

舞鶴市議会基本条例第 24 条の規定により、この条例に基づく活動を適切かつ確 実に実行するために策定する「議員の任期 4 年間における具体的な取組に関する計 画」として、「舞鶴市議会基本条例実行計画」を定めるものです。

2 計画期間

平成30年12月から平成34年11月まで

3 取組の内容

舞鶴市議会基本条例の前文に示す「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」の実現を目標として、それぞれ具体的な取組を定めます。

(1) 市民に開かれた議会

市民に議会を知っていただくとともに、市民の意見を議会の審議や議論に反映させる取組を進めます。

① 親しみやすく身近な議会

FMまいづるを活用した情報発信、児童生徒の議会学習機会の提供などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

	取 組 内 容									
	効果的な情報発信の検討									
i	議場・議会ロビーの活用のほか、SNSや舞鶴市記者会を通じた情									
	報発信など効果的な手法について検討します。									
	市民の意見を反映させる仕組みの検討									
ii	市民との意見交換の場のあり方や、議会への理解を深め、その意見									
П П	を議会運営に反映させるための議会モニター制度の導入について検									
	討します。									
	傍聴環境の充実									
iii	傍聴者用資料の配置や手話通訳・要約筆記サービスの導入等を検討									
	します。									

② 正しく理解され信頼される議会

ホームページによる情報発信、市議会だよりの発行、議案や会議資料の公開、本会議の映像配信、議会の仕組みの冊子の発行などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

	取 組 内 容									
	委員会の映像配信									
i	本会議に加え、委員会のライブ映像の配信や録画映像の配信につい									
	て検討します。									
	効果的な情報発信の検討 [再掲]									
ii	議場・議会ロビーの活用のほか、SNSや舞鶴市記者会を通じた情									
	報発信など、より効果的な手法を検討します。									
	活動記録のあり方・見せ方の検討									
iii	会議資料の掲載などによる分かりやすい会議録への見直しや、会議									
"	の開催状況、審査案件、議会の取り組みなども記載した「議会白書」									
	の発行について検討します。									
	所信表明の推進									
iv	議長及び副議長選挙における所信表明の実施方法のほか、所信表明									
	の検証等について検討します。									
	議会基本条例の検証									
V	条例に基づく活動の自己評価を行い、検証するとともに、外部評価									
	の仕組みについて検討します。									

(2) 議会機能の充実

執行機関の事務執行について、公正性、透明性、信頼性の観点から、適切に監視・評価することとし、そのための議会機能の充実を図ります。

① チェック機能が充実した議会

舞鶴市総合計画の点検評価、議員間討議、参考人制度の活用、附帯決議の活用、議員力の向上、議会図書室の充実、代表質問・一般質問の活用などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

	取 組 内 容
;	通年議会の検討
1	通年議会の調査研究を行い、導入について検討します。
	議案審議のあり方の検討
ii	議案勉強会の実施のほか、議案質疑や総括質疑のあり方を検討しま
	す。
;;;	委員等の任期の検討
1111	委員会委員や正副議長の任期について検討します。

② よりよい政策を生み出す議会

委員会視察の反映、議員間討議、参考人制度の活用、附帯決議の活用、議員力の向上、議会図書室の充実、議会事務局の機能強化、代表質問・一般質問の活用、政策条例の提案などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

		取	組	内	容	
	政策条例の検証					
i	議員提案•委員	会提案	により制力	定した条件	列の検証について	検討しま
	す。					

(3) 効率的・効果的な議会運営

市政の課題等に対して的確な審議を行うとともに、それを市民に分かりやすい ものとするため、効率的・効果的な議会運営を目指します。

① 効率的な運営を行う議会

委員会の活動計画の策定、議会事務局の機能強化、会議のあり方の検討、議員の定数及び報酬の検討、先例集等の見直し、ICTの活用などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

		取	組	内	容	
	会派のあり方の検	討				
i	会派制の長所	を生かす	方法のほ	たか、会派	を構成する	る人数や議長の会
	派所属などにつ	いて検討	します。			

② 効果的な運営を行う議会

会議のあり方の検討、議員の定数及び報酬の検討、議会における危機管理の 検討などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検 討します。

	取 組 内 容
	通年議会の検討 [再掲]
1	通年議会の調査研究を行い、導入について検討します。
;;	委員等の任期の検討 [再掲]
11	委員会委員や正副議長の任期について検討します。
iii	議選監査委員のあり方の検討
Ш	議会選出の意義や効果を検証し、あり方について検討します。
÷	予算要望の検討
IV	議会に必要な予算の確保に向けた取り組みについて検討します。
	他市との交流・連携の促進
V	他市の委員会傍聴や視察受入時に機会を設けるなど、意見交換を通
	じた交流・連携を図ります。

4 進行管理

この計画の進行管理は、議会活性化特別委員会において行います。

毎年11月には、1年間の取組状況を取りまとめて公表します。

また、計画の最後の年は、4年間を総括し、改善策等を付して次期に申し送ることとします。